

請負契約書(案)

請負の表示

東京国立近代美術館工芸館(国立工芸館)の清掃業務 一式

請負代金額

金 , 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 , 円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

契約金額内訳は別紙記載のとおりとし、毎月の請求額は契約金額内訳書に基づくものとする。

発注者 独立行政法人国立美術館 分任契約担当役 東京国立近代美術館工芸館長 唐澤 昌宏(以下「甲」という。)と請負者 ○○○○○○ ○○○ ○○○○(以下「乙」という。)との間において、上記の請負について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書、図面及び入札手続きにおいて甲に提出した提案書類(以下「仕様書等」という。)に基づき請負を行うものとする。

第2条 契約期間は、令和2年10月16日から令和3年7月4日までとする。

第3条 乙は、甲から請け負った本件業務の実施に係る業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 乙は、本件業務の実施にあたり、その一部について再請負を行う場合には、あらかじめ再請負する業務の範囲、再請負を行うことの合理性、及び必要性、再請負先の履行能力並びに報告徴収その他管理・運営の方法について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項により再請負を行う場合は、再請負先から必要な報告を徴収するものとする。

4 再請負先は、第7条から第8条及び第11条から第16条の規定について、乙と同様の義務を負うものとする。

第4条 毎月の請負完了通知書は、東京国立近代美術館工芸館管理室に送付するものとする。

第5条 請負代金は毎月払いとし、甲が乙の適正な請求書を受理した日の翌月の末日までに支払うものとする。

第6条 毎月の請負代金の請求書は、東京国立近代美術館工芸館管理室に送付するものとする。

第7条 乙は、請負実施の際、常に災害及び事故防止に留意し特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとるようにしなければならない。

第8条 乙は、甲に対し、乙(乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が、現在及び将来において、次の各号に掲げる事項について表明し、該当しないことを確約するものとする。

一 自社、自社の親会社、子会社、関連会社並びにその役員又は従業員が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、又はこれらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。

イ 反社会的勢力から直接・間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資本・資金を導入され、若しくは資本・資金関係の構築を行われ、又は経営に実質的に関与されること。

ウ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与すること。

エ 反社会的勢力を利用し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

オ 上記のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

二 自社の取引先又はその役員若しくは従業員が、前号に掲げるいずれにも該当しないこと。

2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第9条 請負業務の履行の確認及び業務の改善については、次の各号のとおりとする。

一 乙は、別添仕様書等の内容に従って誠実及び適正に清掃業務を行うとともに、仕様書に定められた文書を甲に提出し、その基準に満たしているかの確認を受けるものとする。

二 甲が、仕様書に定められたサービスの質を満たさない清掃状態であると確認された場合、甲は乙に対し、口頭及び書面により、改善要求を通知するものとする。なお、改善されない場合は、本契約を解除することができるものとする。

三 乙は、前項の要求があったときは、速やかに改善策を作成・提出し、甲の承認を得た上で実施しなければならない。

四 第1号及び前号の措置のために要した経費については、乙が負担するものとする。ただし、当該経費を乙が負担することが著しく不相当であると認められるときは、甲乙間において協議し、甲において、その全部又は一部を負担するものとする。

五 乙は、第1号の必要な文書及び第3号の改善策の作成及び実施に当たり、甲に対して必要な助言、協力を求めることができるものとする。

第10条 甲乙は、本件業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約による業務内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならないものとする。

第11条 甲は、前条に規定する業務内容の変更（乙の責めに帰すべき事由による変更を除く。）により、本件業務について合理的な範囲内での増加費用が発生する場合には、当該増加費用を負担し、合理的な範囲内で費用が減少する場合には、当該費用相当額を減額する。

第12条 乙は、請負を実施するための作業員に対して、雇用主としての作業上及び身分上の義務を

負うものであり、身元、風紀、業務規律その他に関し、一切の責任を負うものとする。

第13条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

第14条 乙は、請負実施の際、甲の建物及び器物等を損傷しないよう、善良な管理者の注意を払わなければならない。

第15条 乙は、前条の注意義務を怠り、建物及び器物等を損傷したときは、賠償する責を負うものとする。

2 前項の賠償額は、損害の度合により甲の定める額とする。

第16条 乙は、請負の実施について第三者に加えた損害の賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じた損害については、甲がその賠償の責を負うものとする。

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

一 乙が前条による暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合。

二 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しなかった場合。

三 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合。

四 乙から解除の申し出があった場合。

2 甲が、前項各号により本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとする。

3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金を支払うものとする。

第18条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

四 第14条の規定により、この契約の全部又は一部を解除することが確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第19条 甲は、その契約の履行のための施設（東京国立近代美術館工芸館（国立工芸館）の等の一部）を乙に提供するものとする。

第20条 契約保証金は、免除する。

第21条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた物品供給契約基準を準用するものとする。

第22条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第23条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京国立近代美術館工芸館の所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所又は金沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第24条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲

石川県金沢市出羽町3-2
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館工芸館長 唐澤昌宏

乙